

平成 30 年第 1 回野洲市議会定例会提出案件

1 専決処分の承認 1 件

□議第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 29 年度野洲市一般会計補正予算(第 10 号))

①予算額

- ・補正前予算額 20,574,899 千円
- ・補正額 11,000 千円
- ・補正後予算額 20,585,899 千円

②補正の概要

【歳出】

- ・平成 29 年台風 21 号被害に伴う農業用ハウス等の再建支援として補助金を計上(11,000 千円)

2 新年度予算 12 件

- 議第 2 号 平成 30 年度野洲市一般会計予算
- 議第 3 号 平成 30 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 4 号 平成 30 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 5 号 平成 30 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 6 号 平成 30 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 7 号 平成 30 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 8 号 平成 30 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 9 号 平成 30 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 10 号 平成 30 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 11 号 平成 30 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 12 号 平成 30 年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第 13 号 平成 30 年度野洲市病院事業会計予算

3 補正予算 8 件

□議第 14 号 平成 29 年度野洲市一般会計補正予算(第 11 号)

①予算額

- ・補正前予算額 20,585,899 千円
- ・補正額 △405,903 千円
- ・補正後予算額 20,179,996 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・個人市民税の増額(57,772 千円)及び法人市民税の増額(54,176 千円)
- ・障害者地域生活支援事業費の交付決定により国庫補助金(△21,883 千円)、県補助金(△10,941 千円)の減額

- ・生活保護費返還金の増（18,000千円）などにより、生活保護費国庫負担金を減額（△11,646千円）
- ・国の補正予算に伴う担い手確保・経営強化支援事業補助金（39,290千円）の計上
- ・市有地の財産処分に伴う不動産売払収入の増額（3,734千円）
- ・財政調整基金繰入金の取り崩し減額（△300,000千円）

【歳出】

- ・北部合同庁舎外壁改修設計業務（△3,321千円）及び市役所裏駐車場拡張工事（△40,000千円）の入札残額を減額
- ・（仮称）三上こども園施設整備に係る実施設計及び準備工事等の入札残額を減額（△22,604千円）
- ・民間保育所に対する保育所運営委託料の決算見込による減額（△78,006千円）
- ・学童保育所運営に係る指定管理料の決算見込みによる減額（△26,660千円）
- ・前年度生活扶助費等国庫負担金精算による返還金の計上（11,609千円）
- ・担い手農業者に対して経営規模の拡大を支援する担い手確保・経営強化支援事業補助金を計上（39,290千円）
- ・野洲駅北口広場整備に係る社会資本整備総合交付金の交付決定の減額により対象事業費を精査し工事請負費等を減額（△158,648千円）
- ・土地開発基金で長期間保有している土地について、取得経緯等を整理したものについて買戻しに係る経費を計上（118,716千円）

口議第 15 号 平成 29 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

①予算額

- ・補正前予算額 5,818,787千円
- ・補正額 △124,443千円
- ・補正後予算額 5,694,344千円

②補正の概要

【歳入】

- ・国民健康保険税の決算見込みによる一般被保険者と退職被保険者ともに保険税を減額（△58,000千円）
- ・療養給付費等負担金の決定見込みによる減額（△87,621千円）
- ・療養給付費交付金の額の確定による減額（△82,024千円）
- ・高額医療費等の共同事業に係る交付金の確定に伴う減額（△72,208千円）
- ・保険税の減収分及び共同事業に係る交付金の減額分について、財政調整基金の取崩しによる対応（137,621千円）

【歳出】

- ・一般被保険者療養給付費の見込みによる減額（△50,226千円）
- ・退職被保険者高額療養給付費の見込みによる増額（10,000千円）
- ・高額医療費共同事業拠出金の確定に伴う減額（△26,709千円）
- ・保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額（△60,199千円）

□議第 16 号 平成 29 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)

①予算額

・補正前予算額	533,021千円
・補正額	29,378千円
・補正後予算額	562,399千円

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる増額 (29,120 千円)
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額 (△720 千円)

【歳出】

- ・保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の増額 (28,400 千円)

□議第 17 号 平成 29 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

①予算額

・補正前予算額	4,036,612千円
・補正額	△57,991千円
・補正後予算額	3,978,621千円

②補正の概要

【歳入】

- ・給付費見込額の変更による国・県交付金等の変更交付決定に伴う増減

【歳出】

- ・居宅介護サービス給付費について、サービス給付見込量の増加に伴う増額 (73,429 千円)
- ・地域密着型サービス給付費について、サービス給付見込量の減少に伴う減額 (△78,731 千円)
- ・施設介護サービス給付費について、サービス給付見込量の減少に伴う減額 (△70,134 千円)
- ・介護給付費準備基金積立金の増額 (40,882 千円)

□議第 18 号 平成 29 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

・補正前予算額	32,679千円
・補正額	△1,000千円
・補正後予算額	31,679千円

②補正の概要

【歳入】

- ・公用車事故による損害賠償保険金の増額 (148 千円)
- ・墓地公園整備基金繰入金の減額 (△1,148 千円)

【歳出】

- ・納骨堂整備基本調査委託料について、整備決定に伴う精査により減額（△1,000 千円）

□議第 19 号 平成 29 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 13,878 千円
- ・補正額 0 千円
- ・補正後予算額 13,878 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・石部頭首工管理負担金の事業費変更に伴う負担金の減額（△331 千円）
- ・事業費及び補助金額の変更に伴う県補助金の増額（331 千円）

□議第 20 号 平成 29 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 3 号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1,012,351 千円

〔支出〕

- ・補正前予算額 955,927 千円
- ・補正額 10,218 千円
- ・補正後予算額 966,145 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 160,881 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 368,014 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・南部用水使用料の増額（10,000 千円）

□議第 21 号 平成 29 年度野洲市下水道事業会計補正予算(第 4 号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・補正前予算額 2,230,038 千円
- ・補正額 1,549 千円
- ・補正後予算額 2,231,587 千円

〔支出〕

- ・補正前予算額 1, 7 9 1, 2 6 5 千円
- ・補正額 2 3, 1 7 5 千円
- ・補正後予算額 1, 8 1 4, 4 4 0 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 4 4 2, 1 9 0 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 1 9 7, 3 9 3 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・雨水処理負担金の増額 (1, 483 千円)

【収益的支出】

- ・特定収入に係る消費税を計上 (21, 372 千円)

4 条例の制定・改廃 22件

□議第 22 号 野洲市附属機関設置条例

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により審議会、審査会等の附属機関は法律又は条例により設置しなければならないことから、既存の要綱等で設置している審議会、審査会等の附属機関について設置根拠の適正化を図るため、必要な事項を定める。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 23 号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日以降、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は市が行うこととなるため、基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準等について定める。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市看護学生修学資金貸付条例

野洲市民病院における円滑な事業の実施のため、看護学生への修学資金の貸付けを行い、本院で勤務する看護師の確保を図ることを目的に、必要な事項を定める。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 25 号 野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、当該条例における個人情報の定義の明確化、並びに個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の追

加等を行うなど、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 26 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

管理職の職員に対して支給している管理職手当の支給上限率について、所要の改正を行う。

①概要

- ・職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 17 を超えない範囲
⇒ 100 分の 20 を超えない範囲（第 11 条）

②施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 27 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 30 年 4 月 1 日からの国民健康保険の広域化に伴い、国民健康保険税の税率の算定の基礎となる費用が変更されること等により、所要の改正を行う。

①概要

(1) 基礎課税額分（医療費負担相当分）（第 3 条～第 5 条）

- ・所得割額 基準所得金額 $\times 7.35\%$ ⇒ 基準所得金額 $\times 6.93\%$
- ・均等割額 29,500 円 / 人 ⇒ 28,129 円 / 人
- ・平等割額 26,500 円 / 世帯 ⇒ 21,650 円 / 世帯

(2) 後期高齢者支援金分（第 6 条～第 8 条）

- ・所得割額 基準所得金額 $\times 1.9\%$ ⇒ 基準所得金額 $\times 2.32\%$
- ・均等割額 7,400 円 / 人 ⇒ 9,768 円 / 人
- ・平等割額 6,100 円 / 世帯 ⇒ 7,518 円 / 世帯

(2) 介護納付金分（第 9 条～第 11 条）

- ・所得割額 基準所得金額 $\times 2.21\%$ ⇒ 基準所得金額 $\times 1.99\%$
- ・均等割額 9,900 円 / 人 ⇒ 10,563 円 / 人
- ・平等割額 5,500 円 / 世帯 ⇒ 4,972 円 / 世帯

②施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 28 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

①概要 砂利採取法の規定に基づく審査手数料（別表第 9）

- ・砂利の採取計画の認可の申請に対する審査 37,700 円 ⇒ 33,900 円
- ・砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査 17,000 円 ⇒ 15,000 円

②施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 29 号 野洲市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

基金の処分について、国保事業の財源不足又は事業の持続可能な運営に資する場合とするために、所要の改正を行う。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 30 号 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例

温水プールを廃止するため、所要の改正を行う。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 31 号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正に伴い、当該条例中の引用条項のずれが生じたため、所要の改正を行う。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 32 号 野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- (1) 入院先の病院等に住所を変更した国保の被保険者で、従前の住所地の国保被保険者となる特例の適用を受ける者は、後期高齢者医療の被保険者となる際にもその特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者となる。（第 3 条）
- (2) 既に不要となっている平成 20 年度の保険料の徴収の特例規定の削除（付則第 2 条、付則第 3 条）

②施行日 (1) 平成 30 年 4 月 1 日、(2) 公布の日

□議第 33 号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 30 年 4 月 1 日からの国民健康保険の広域化に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- (1) 改正国民健康保険法に基づく都道府県と市町村の役割の整理（章名、第 2 条）
- (2) 一部負担金の割合は法の規定を適用しているため、条例の規定は不要であることによる削除（第 5 条）

②施行日 (1) 平成 30 年 4 月 1 日、(2) 公布の日

□議第 34 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

特例給付の負担割合、保険料の額、保険料の段階を区分する基準所得金額を改正する。

①概要

- (1) 特例給付に係る利用者負担額（第 8 条～第 11 条の 2）
 - ・年金収入 280 万円以上の者…2 割
 - ・年金収入 340 万円以上の者…3 割※

- (2) 平成 30 年度から平成 32 年度までの保険料率（全 12 段階）（第 13 条）
 - ・ 第 5 段階（1 年間の保険料の基準額） 「66,240 円」⇒「71,760 円」
- (3) 保険料の基準所得金額（第 13 条）
 - ・ 第 7 段階…190 万円未満⇒200 万円未満
 - ・ 第 8 段階…290 万円未満⇒300 万円未満

②施行日 平成 30 年 4 月 1 日

※ (1) のうち 3 割負担の規定は、平成 30 年 8 月 1 日

□議第 35 号 野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防支援等に関する国の基準の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・ 障害福祉制度の相談支援事業者との連携促進を明記（第 4 条）
- ・ 指定介護予防支援事業者から指定介護予防サービス利用者への説明事項として、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを明記（第 7 条）
- ・ 指定介護予防支援事業者から指定介護予防サービス利用者への説明事項として、利用者が病院等に入院した際には、担当ケアマネージャーの氏名、連絡先を入院先病院等に伝えるよう求めることを明記（第 7 条）
- ・ 介護予防サービス計画の作成のために開催されるサービス担当者会議の参加者について、利用者とその家族の参加を基本とすることを明記（第 12 条）

②施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 36 号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法の一部改正に伴い、当該条例中の引用条文が 3 項建てになったため、所要の改正を行う。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 37 号 野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法の一部改正に伴い、当該条例中の引用条項のずれが生じたため、所要の改正を行う。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日（その他の文言修正に係る改正は、公布の日）

□議第 38 号 野洲市都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の制限割合について、地方公共団体の実情に応じて条例で定めることとなっ

たことから、当該割合を 100 分の 50 とする。

施行日 公布の日

□議第 39 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

公営住宅法等の改正に伴い、認知症患者等である市営住宅入居者の収入申告義務の緩和措置を行うなど、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 40 号 野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

農業集落排水事業として処理している野田地区を公共下水道事業に統合すること等に伴い、所要の改正を行う。

①概要

(1) 農業集落排水処理施設条例関係（別表）

- ・野田地区農業集落排水処理施設の項を削除

(2) 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例関係①（第 2 条）

- ・水道事業の給水人口 50,800 人⇒51,800 人
- ・水道事業の給水能力 24,620 m³/日⇒22,900 m³/日
- ・農業集落排水事業の計画処理人口 3,810 人⇒2,830 人
- ・農業集落排水事業の処理能力 1,259 m³/日⇒935 m³/日

(3) 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例関係②（第 5 条）

- ・地方自治法の改正に伴う引用条項の改正

②施行日 (1) (2) 平成 30 年 4 月 1 日、(3) 平成 32 年 4 月 1 日

□議第 41 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

病院事業関連予算の否決により、市民病院の組織や人事、運営に関して、野洲病院等の関係機関との協議が進められなかったことから、地方公営企業法の全部適用に係る時期を 1 年延期し、平成 31 年 4 月 1 日とするなど所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 42 号 野洲市体育センター条例を廃止する条例

公共施設の効率的な運用を図るため、及び経年による老朽化などにより、野洲市体育センターを廃止する。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

□議第 43 号 野洲市市民活動支援センター条例を廃止する条例

市民活動支援センター機能を北部合同庁舎に移転することに伴い、当該条例を廃止する。これに併せ、同センターの会議室等は野洲図書館に移管する。

施行日 平成 30 年 10 月 1 日

5 その他 2件

□議第 44 号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・認定路線・・・七間場住宅 13 号線、七間場住宅 14 号線、七間場住宅 15 号線、西河原七ツ仮屋支線、中央 29 号線、苦菜島 8 号線、里原線、クリーンセンター線
- ・廃止路線・・・七間場住宅 13 号線、クリーンセンター線

□議第 45 号 野洲市ほほえみやす 21 健康プラン（第 2 次）の策定について

野洲市ほほえみやす 21 健康プラン（第 2 次）を策定することについて、野洲市議会基本条例第 11 条第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

※平成 30 年度～39 年度の 10 年間の計画

6 人事案件 1件

□議第 46 号 野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
にしむら たけし 西村 健		

※任期 平成 30 年 4 月 1 から平成 33 年 3 月 31 日